

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 10 日

名古屋地方裁判所豊橋支部

裁判所書記官 久保田 典 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 26 日から 令和 8 年 9 月 2 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8 年 9 月 9 日 午前 10 時 00 分 名古屋地方裁判所豊橋支部
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 9 月 30 日 午前 9 時 50 分 名古屋地方裁判所豊橋支部
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 16 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 9 月 16 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかを執行官に提出する方法による。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 10 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1,2	4,820,000 3,856,000	一括	964,000	49,075	0
1	2,250,000				
2	2,570,000				

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 新城市作手高里字縄手下 |
| | 地 番 | 27 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 289.56 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 新城市作手高里字縄手下 27 番地 5 |
| | 家屋 番号 | 27 番 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 54.65 平方メートル
2 階 41.40 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 8 年 7 月 17 日

名古屋地方裁判所豊橋支部

裁判所書記官 原 謙太郎

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

買戻特約登記は、本執行手続では抹消しない。

ただし、買戻特約付売買契約の日から 10 年を経過している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 新城市作手高里字縄手下 |
| | 地 番 | 27番5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 289.56平方メートル |
| 2 | 所 在 | 新城市作手高里字縄手下 27番地5 |
| | 家屋 番号 | 27番5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 54.65平方メートル
2階 41.40平方メートル |



令和 8 年(ケ)第 10 号

令和 8 年 4 月 17 日受理

令和 8 年 6 月 16 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所 豊橋支部

執行官 大 澤 雅 人

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 新城市作手高里字縄手下 |
| | 地 番 | 2 7 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 8 9 . 5 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 新城市作手高里字縄手下 2 7 番地 5 |
| | 家屋 番号 | 2 7 番 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 4 . 6 5 平方メートル
2 階 4 1 . 4 0 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地 (物件 1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物配置図 (概略) のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 (債務者兼所有者) ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	物件 1 土地上に簡易物置が置かれている。		
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類 : ☐ 構造 : ☐ 床面積 :		
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類 : ☐ ある { 構造 : 床面積 :		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 (債務者兼所有者) ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 ☐ ある [保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物配置図 (概略) のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者との関係)	陳述内容等
■ 近隣住人	1 物件 2 建物には、債務者兼所有者の方が住んでいましたが、現在は住んでいないと思います。 2 市役所の関係の方が来られていたと思いますが、詳しいことは分かりませんので、市役所に問い合わせしてみてください。
■ 債権者兼所有者住民 票住所地 (グループホーム 担当者)	1 債務者兼所有者の方は当施設で療養しています。 2 市役所福祉課からの要請で、債務者兼所有者の方を施設で介護しておりますが、ご家族の方等の状況については分かりません。 3 債務者兼所有者の方は、体調があまり良くないので、申し訳ございませんが、お会いしてもらうことは難しい状況です。
■ 新城市役所福祉課 担当者	1 債務者兼所有者の方は一人で暮らしていたところ体調が悪化したため、福祉課で現在の生活面も含めて、行政としての対応をしています。 2 現在は、施設に入所して療養中です。 3 物件 2 建物には、今は誰も住んでいないと思います。 4 なかりの数量の家財道具等の動産類が建物内にあるようですが、ご親戚の方等に引取りについてお聞きしたところ、家財道具等については引き受けるつもりはないとのことでした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 物件1土地及び物件2建物の状況は、土地建物配置図(概略)、建物間取図(概略)及び添付した写真のとおりである。
- 2 物件1土地は南側及び西側で道路に接する角地に位置しており、東側で水路(地番27番6)と接している。

物件1土地の南西側の道路に接した場所は隅切りとなっているが、地形はほぼ正方形の整形地となっている(土地建物配置図(概略)及び写真①参照)。

物件1土地南側の敷地が駐車スペースとして利用されているように見受けられ、物件1土地南東側に従前は犬小屋として利用されていたと思われる飼育ケージのような小屋が設置されており現状は簡易物置として利用されているように見受けられ、物置内部は相応の数量の動産類が残置されていた。

物件1土地南側の敷地には、債務者兼所有者が所有していると思われる車検の有効期限が経過した自動車が駐車されていた(写真①参照)。
- 3 物件1土地と北側で接している隣地(地番27番4)との境界は西側の道路に面した場所と東側の水路に面した場所に各々境界標が埋設されており、また、東側の水路との境界も南側道路に面した場所に境界標が埋設されている。

物件1土地は法務局備付けの地積測量図も存在しており、各隣地との境界は上記記載の状況であることから各隣地との境界は確認できる状況にあると思われる。
- 4 物件1土地は物件2建物の存在している敷地側に向かって高くなっており、物件1土地東側は南側道路部分から概ね80cm程度の高低差となっており、物件1土地西側の敷地は約50cm程度の高低差となっている。

なお、物件1土地南西側の隅切りの辺りの地中に黒色のビニール製の排水管が埋設されている(写真①参照)。
- 5 物件2建物は、外観上雨漏り等の不具合は見当たらなかったが、相応の期間空き家の状態であったものと見受けられ、壁面及び床面が汚損している場所が散見された。
- 6 物件2建物はオール電化システムを採用した建物であると見受けられた。
- 7 物件2建物の1階及び2階には、債務者兼所有者のものと思われる相応の数量の家電製品及び家財道具等の動産類が残置されており、2階洋室2の室内は無造作に残置された動産類が山積していたため室内の奥まで立ち入ることができなかった。

物件2建物1階洋室1には仏壇及び神棚が置かれていた。
- 8 物件2建物には太陽光発電システムが設置されており、物件2建物の屋根には太陽光パネルが設置され、1階洗面所にパワーコンディショナーが設置されている。

パワーコンディショナーの銘板には「KyOCERa」との記載が見受けられた。

なお、物件2建物に設置されている太陽光発電システムがクレジット会社等の所有権留保となっている場合には、買受人は継続して太陽光発電システムを使用できるか否かは不明である。

また、物件2建物に設置されている太陽光発電システムの不具合の有無も不明である。
- 9 物件2建物内には、債務者兼所有者宛の多数の郵便物が1階玄関及びホールに山積していた。
- 10 占有関係は2枚目記載のとおりである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R8年 5月 8日(金) 9:15 - 9:25	名古屋法務局豊橋支局	登記記録事項証明書交付申請 公図・地積測量図・建物図面取得
R8年 5月 8日(金) 14:30 - 15:10	目的物件所在地	現況調査実施通知書投函、占有状況調査(近隣住人聴取)、物件確認、土地外観調査
R8年 5月15日(金) 9:40 - 11:00	目的物件所在地	物件確認、立入調査、写真撮影(屋内外)、占有状況調査、土地概測、図面作成、評価人同行
R8年 5月21日(木) 11:30 - 11:50	債務者兼所有者住民票所在地(グループホーム)	債務者兼所有者の状況等聴取(グループホーム担当者)
R8年 5月21日(木) 16:00 - 16:15	当庁(電話) 新城市役所市役所福祉課	債務者兼所有者の状況等聴取(福祉課担当者)

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件は全戸不在で、施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

執行手続の適正確保のため、立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。

■ 令和 8年 5月15日

目的物件は全戸不在で、施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日

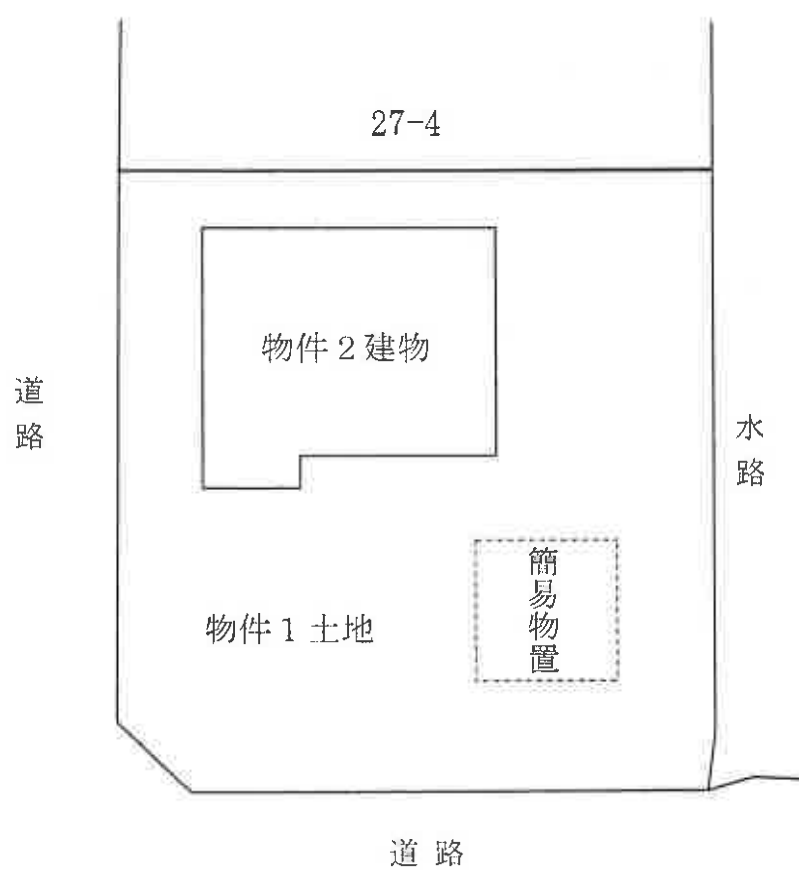
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐ 令和 年 月 日

目的物件は無施錠であったが、全戸不在であったため立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物配置図(概略)



建物間取図（概略）



1 階



2 階



(物件 2 建物)

①

太陽光パネル

簡易物置



ビニール製排水管

道路

屋外の状況

(物件 2 建物)

②



屋内の状況 (1階 リビングダイニングキッチン)

③

洗面所・浴室



屋内の状況（1階 リビングダイニングキッチン（キッチン））

④



物入

クローゼット

屋内の状況（2階 洋室2）

令和 8 年 (ケ) 第 10 号
令和 8 年 5 月 7 日 受理
令和 8 年 5 月 15 日 現地調査
令和 8 年 7 月 3 日 評価

名古屋地方裁判所豊橋支部 御中

評 価 書

評 価 人
不動産鑑定士

田 島 拓

第1 評価額

一 括 価 格	
金 4, 8 2 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 2, 2 5 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 2, 5 7 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	新城市作手高里字縄手下 27番5 宅地 289.56m ²	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	新城市作手高里字縄手下 27番地5 27番5 居宅 木造瓦葺2階建 1階 54.65m ² 2階 41.40m ²	同左
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R飯田線「新城」駅の北西方道路距離約19.3km (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	旧作手村地区に所在する、低層戸建住宅が多く見られる分譲住宅地域（長者平団地内）	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域外 — 70% 200% — 宅地造成等工事規制区域
画地条件	地積 289.56㎡ 間口 約17.4m、奥行 約16.6m 形状 ほぼ正方形	
接面道路の状況	・西側幅員約15m舗装市道に等高乃至約0.5m上方接面 ・南側幅員約9.4m舗装市道に等高乃至約0.8m上方接面	
土地の利用状況等	・物件1は物件2建物の敷地として利用されている。 ・その他詳細は現況調査報告書に記載のとおりである。	
供給処理施設 (敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 あり ガス配管 なし 下水道 あり	
土壌汚染の可能性の調査	有害物質使用特定施設の届出に係る事業場等リストに掲載は無く、過去の住宅地図等に対象地の価格形成に影響を及ぼす土壌汚染の可能性を示す履歴及び端緒は見出せなかった（但し、正確には土壌サンプル調査等の専門的測定を要する）。	
特記事項	・周知の埋蔵文化財包蔵地の指定なし ・都市計画区域外であるが、建築基準法の関係規定の準用及び長者平団地の分譲条件等に基づき、建ぺい率及び容積率は上記の上限値が適用される。 ・都市計画区域外のため、建築基準法第42条の道路種別指定および第43条の接道義務の適用はない。なお、本件土地は西側及び南側が公道に接面しており、物理的な通行に支障はない。 ・本件土地は都市計画区域外に位置するが、建物を新築、増築等する場合、平屋建てで延べ面積が200㎡を超えるもの、または2階建て以上の建築物については、建築基準法に基づく建築確認申請が必要となる。なお、上記に該当しない規模（平屋建てかつ200㎡以下）であっても、床面積が10㎡を超える場合は「建築工事届」の提出が必要となる。 ・本件土地内南東寄りの位置に軽量鉄骨製の犬舎様工作物が設置されている。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日(登記記載)：平成15年9月3日新築 経 過 年 数：約23年 経済的残存耐用年数：約5年
仕 様	構 造：木造 屋 根：瓦 外 壁：合金めっき鋼板成型板張等 内 壁：PBビニールクロス貼等 天 井：PBビニールクロス貼等 床：フローリング等 設 備：電気、給排水、IH
床面積(現況)	延96.05㎡
現況用途等	現況用途：居宅 間 取 り：3LDK+WIC（附属資料「建物間取図(概略)」 のとおり）
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る（現況空室）
建物の利用状況	現況調査報告書の記載のとおり
特 記 事 項	・経年相応の損耗が進行している。 ・太陽光発電システムが設置されている模様であるが、稼働 状況は不明である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	17,100	1.03	289.56	0.90	4,590,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。（以下同じ）

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 新城(県)ー5

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 10,800 \text{ 円/㎡} & \times & 98.1 / 100 & \times & 100 / 100 & \times & 100 / 62 & = & 17,100 \text{ 円/㎡} \\ & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)} \end{array}$$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地 域 格 差：街路条件0.95×環境条件0.65＝0.62

イ 個別格差：角地1.03

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：地上建物等の存在を考慮し、上記のとおり査定した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	183,000	96.05	0.13	2,290,000

ウ 現価率：

$$\begin{aligned} \cdot \text{現価率} = & \left[\text{残価率 } 1\% + (1 - \text{残価率 } 1\%) \times \left\{ \frac{\text{経済的残存耐用年数 } 5 \text{ 年}}{\text{経済的残存耐用年数 } 5 \text{ 年} + \text{経過年数 } 23 \text{ 年}} \right\} \right] \times (1 - \text{観察減価等 } 30\%) = 0.13 \end{aligned}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	4,590,000	0.30 法定地上権	1,380,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評 価 額 (円) {(ア±イ)-ウ} ×エ×オ
1	4,590,000	- 1,380,000		1.00	0.70	2,250,000
2	2,290,000	+ 1,380,000	0	1.00	0.70	2,570,000
一括価格（合計）						4,820,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：なし

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

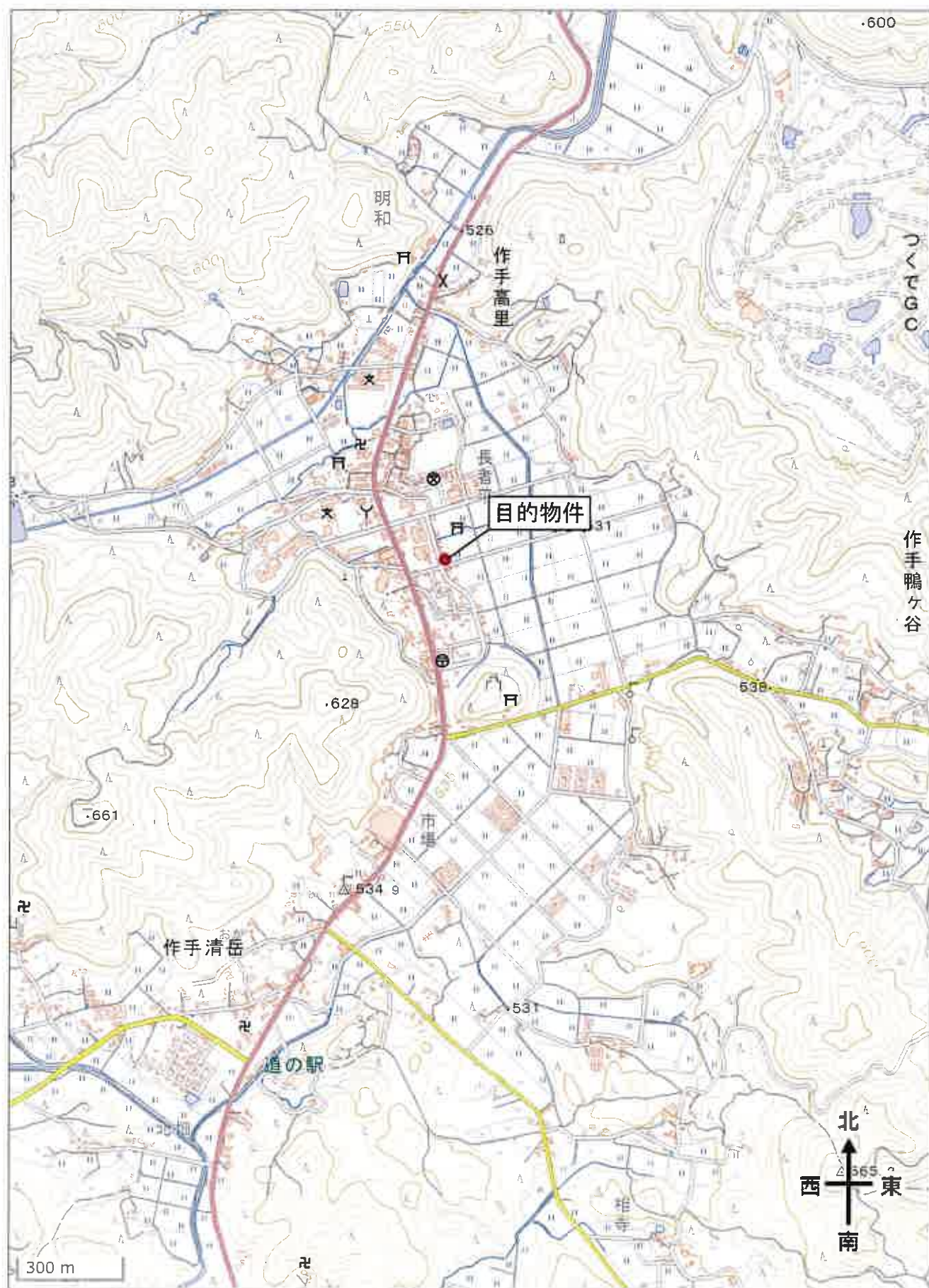
地価調査価格（新城(県)－5）

所 在 : 新城市作手清岳字道上18番1
価 格 : 10,800円/㎡
位 置 : JR飯田線「新城」駅の北西方道路距離約1.8km
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 350㎡
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 南側6m市道に接面
用 途 指 定 等 : 都市計画区域外
地 域 の 概 要 : 一般住宅と農家住宅が見られる住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 土地建物配置図（概略）
- 7 建物間取図（概略）
- 8 現況写真

以 上







(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出

作手高里
字縄手下

請求部	所在	新城市作手高里字縄手下				地番	27番5			
出力尺	1/500	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	土地改良所在図
作成年月日	昭和47年10月28日			備付年月日(原図)	昭和48年2月1日			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局新城支局管轄)

令和8年1月28日

東京法務局中野出張所

登記官

請求番号：5-1

(1/1)

登記年月日：平成14年7月17日

平成14.8-6 / 044第3号を27号とに合算
前 27 後 新
地 番 27-1-27-6 地 積 測 量 図

1107939

土地の所在
南設楽郡作手村大字高里字縄手下

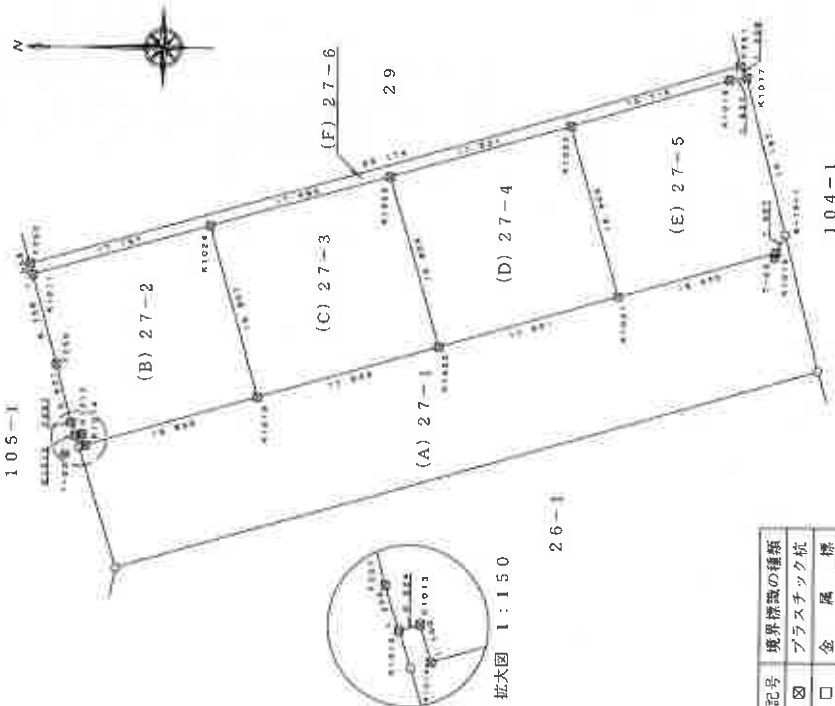
面積計算書一部別載 1/2

座標求積表

地番 点名	(B) 27-2	X	Y	$X_{n-1} - X_{n-2}$	$Y_n - Y_{n-1}$	$(X_{n-1} - X_{n-2})$
K1011		-113897.867	23956.845	14.302	342630.797190	
F259		-113900.085	23948.373	-3.552	-87459.458196	
F257		-113901.519	23942.928	-1.830	-43815.55240	
K1012		-113901.915	23941.655	-0.995	-23821.956679	
K1013		-113902.514	23941.839	-0.905	-21657.384295	
K1014		-113902.620	23940.782	-16.541	-398004.475052	
K1019		-113919.055	23945.476	-11.567	-278977.320892	
K1024		-113914.387	23961.622	21.188	507698.846936	
倍面積					503.510766	
面積					291.7553830	
地積					291.75	m ²

地番 点名	(C) 27-3	X	Y	$X_{n-1} - X_{n-2}$	$Y_n - Y_{n-1}$	$(X_{n-1} - X_{n-2})$
K1024		-113914.387	23961.622	12.143	230955.975946	
K1019		-113919.055	23945.476	-21.479	-514324.875004	
K1020		-113935.856	23950.337	-12.143	-260828.942191	
K1023		-113931.108	23966.482	21.479	514776.066878	
倍面積					508.221629	
面積					294.1108145	
地積					294.11	m ²

地番 点名	(D) 27-4	X	Y	$X_{n-1} - X_{n-2}$	$Y_n - Y_{n-1}$	$(X_{n-1} - X_{n-2})$
K1023		-113931.108	23966.482	12.144	291068.937408	
K1020		-113935.856	23950.337	-21.480	-514453.238750	
K1021		-113952.678	23955.198	-12.144	-290911.924512	
K1022		-113948.010	23977.343	21.480	514904.447640	
倍面積					588.241776	
面積					294.1208880	
地積					294.12	m ²



記号	境界標識の種類
図	プラスチック杭
□	金属標
△	金属板
○	計算点
◎	真鍮板

製作者
作手村役場
企画課

(平成14年6月28日作製)

申請人
南設楽郡作手村長

縮尺
1/500



登記年月日：平成14年7月17日

平成14.8.6 / 〇〇指3を27指5に合算 前 27 (27/2) 地積測量図

地番 27-2-27-6

1107940

土地の所在 南設楽郡作手村大字高里字繩手下

新城市作手高里

2/2

座標求積表

地番	(E) 27-5	X	Y	$X_{n+1} - X_n$	$Y_n (X_{n+1} - X_n)$
K1022	-113948.010	23971.343	10.429	249937.136147	
K1021	-113952.678	23955.198	-19.500	-457126.361000	
K1015	-113967.510	23959.481	-15.672	-375493.040254	
R-19-1	-113968.350	23961.199	2.785	65731.930215	
K1017	-113984.725	23975.957	5.243	125705.942551	
K1018	-113983.107	23975.708	16.715	400753.959220	
倍面積				569.535869	
面積				284.7679345	
地積				284.76	m ²

地番	(F) 27-6	X	Y	$X_{n+1} - X_n$	$Y_n (X_{n+1} - X_n)$
F261	-113964.032	23977.078	67.126	1609485.327828	
F262	-113957.599	23957.869	66.185	1585651.559755	
K1011	-113957.867	23956.845	-16.788	-402187.513860	
K1024	-113914.397	23951.622	-35.331	-798564.822882	
K1023	-113921.188	23856.482	-33.623	-805825.024285	
K1022	-113948.010	23971.343	-31.909	-744801.583787	
K1018	-113953.107	23975.708	-16.715	-400753.959220	
K1017	-113964.725	23975.957	-0.945	-22657.279365	
倍面積				146.714193	
面積				73.3570965	
地積				73.35	

残地求積表

(A) 27-1	公積	2073.00
総計		1238.1121165
残地積		834.8878835
地積		834.88



恒久的地物座標一覧表

名称	X	Y	種類	備考
T-02	-113900.953	23939.943	真鍮板	基準点
T-03	-113967.351	23958.952	真鍮板	基準点

作製者 作手村役場 企画課

(平成14年6月28日作製)

申請人 南設楽郡作手村長

縮尺 1/

登記年月日：平成11年3月2日

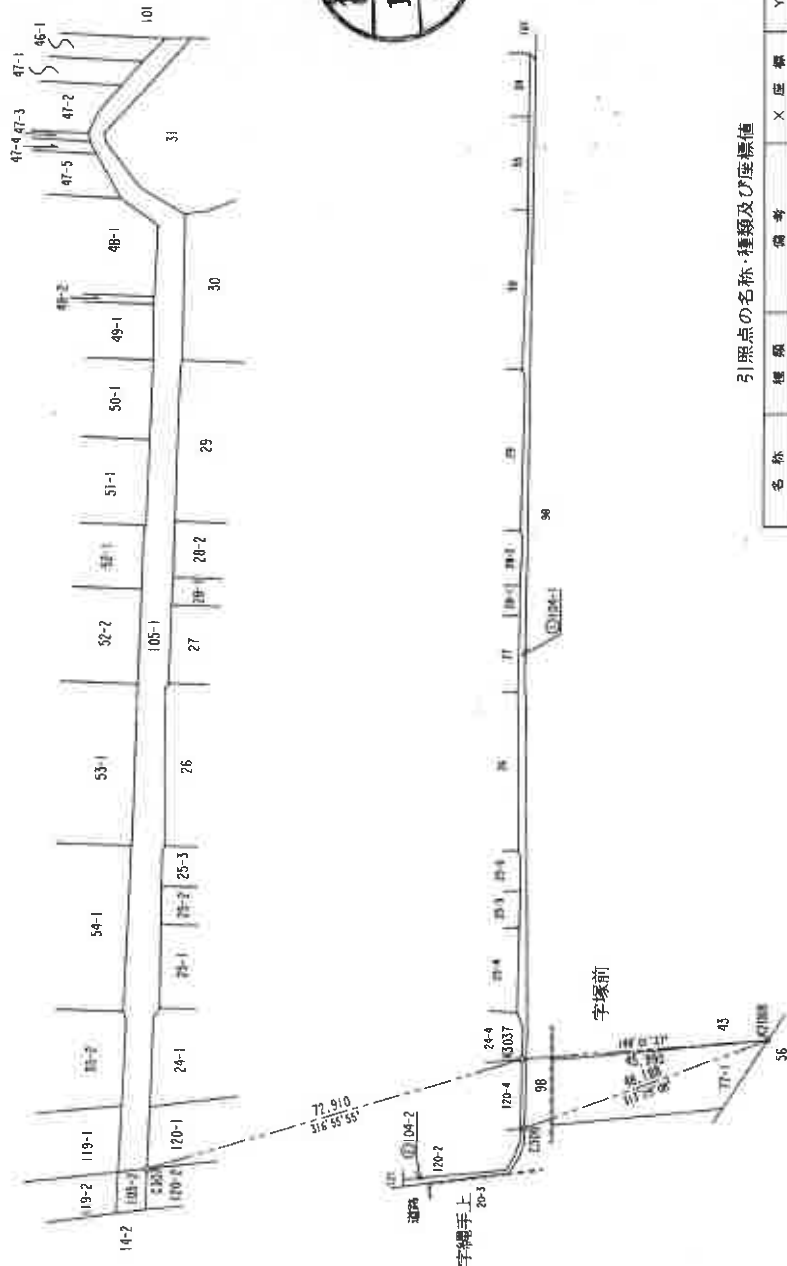
前 104 新 104-1 104-2 地 所 在 図 17-5

地 番 104-1, 104-2 地 積 測 量 図

土地の所在 南 設 桑 郡 作 手 村 大 宇 高 里 字 縄 手 下

1107973

新城市作手高里



引照点の名称・種類及び座標値

名称	種類	備考	X 座標	Y 座標
K3037	境界標	プラスチック杭	-710.566	102.521
K2008	境界標	プラスチック杭	-749.958	126.189

建設省所管不動産登記簿記載事項

愛知県知事

申請人

製)

社団法人 愛知県公庫 登記士 地家屋調査士 協会

社員 土地家屋調査士

(平成 11 年 2)

(会 員 専 用)

(愛知県土地家屋調査士会 用紙)

登記年月日：平成11年3月2日

前 104 新 104-1 104 27-5

地 番 104-1 104-2 地 積 測 量 図

土地の所在 南設桑郡作手村大字高里字縄手下

新城市作手高里

1107974

求積表

地番	NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn+1-Xn-1	Xn*(Yn+1-Yn-1)
K3029		-701.492	71.369	0.320	-224.477440	
K3028		-703.570	72.759	2.613	-1858.428410	
K3059		-705.399	73.982	9.615	-6782.411385	
K3031		-717.844	82.374	11.458	-8226.202352	
K3034		-718.402	85.440	6.250	-4490.012500	
K3036		-718.086	88.624	5.788	-4154.729876	
C308		-718.836	91.226	2.193	-1572.021348	
K3035		-718.204	90.817	-2.442	1746.870168	
K3033		-717.183	88.784	-5.086	3647.582738	
K3032		-717.542	85.731	-8.058	4346.888436	
K3028		-717.316	82.726	-13.282	9534.584272	
		-700.841	72.439	-11.357	7958.451237	
合 計					-50.835460	
合 計 面 積					25.4177300	m ²

地番	NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn+1-Xn-1	Xn*(Yn+1-Yn-1)
295		-701.492	71.369	0.320	-224.477440	
		-703.570	72.759	2.613	-1858.428410	
		-705.399	73.982	9.615	-6782.411385	
		-717.844	82.374	11.458	-8226.202352	
		-718.402	85.440	6.250	-4490.012500	
		-718.086	88.624	5.788	-4154.729876	
		-718.836	91.226	2.193	-1572.021348	
		-718.204	90.817	-2.442	1746.870168	
		-717.183	88.784	-5.086	3647.582738	
		-717.542	85.731	-8.058	4346.888436	
		-717.316	82.726	-13.282	9534.584272	
		-700.841	72.439	-11.357	7958.451237	
合 計					-50.835460	
合 計 面 積					25.4177300	m ²

地番	NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn+1-Xn-1	Xn*(Yn+1-Yn-1)
104-1		-701.492	71.369	0.320	-224.477440	
104-2		-703.570	72.759	2.613	-1858.428410	

拡大図 1/250



田	コンクリート杭
田	金 属 杭
田	プラスチック杭

単位：m

縮尺 1/1000

建設省所管不動産登記簿計指定範囲

愛知県知事

申請人

1作製

社団法人 愛知県公共建設公社 土地家屋調査士協会

社員 土地家屋調査士

(平成 11 年)

作製者

(愛知県土地家屋調査士会 用紙)

(会 員 専 用)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局新城支局管轄)

令和8年1月28日

東京法務局中野出張所

登記官

各階平面図

建物図面

27-5

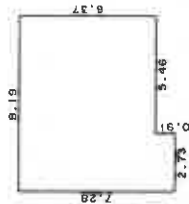
家屋番号

建物の所在

新設多層住宅村大平高層字網手下27番地5
新城市作手高里

2200520

1階

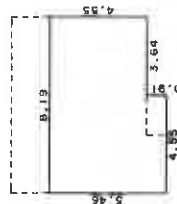


求積表

$8.19 \times 6.37 = 52.170300$
 $2.73 \times 0.91 = 2.484300$
計 54.654600

床面積 54.65 m²

2階



求積表

$4.55 \times 5.46 = 24.843000$
 $3.64 \times 4.55 = 16.562000$
計 41.405000

床面積 41.40 m²



(会員専用)

作製者

土地家屋調査士

(平成15年09月4日)

(愛知県土地家屋調査士会 用紙)

縮尺

1/250

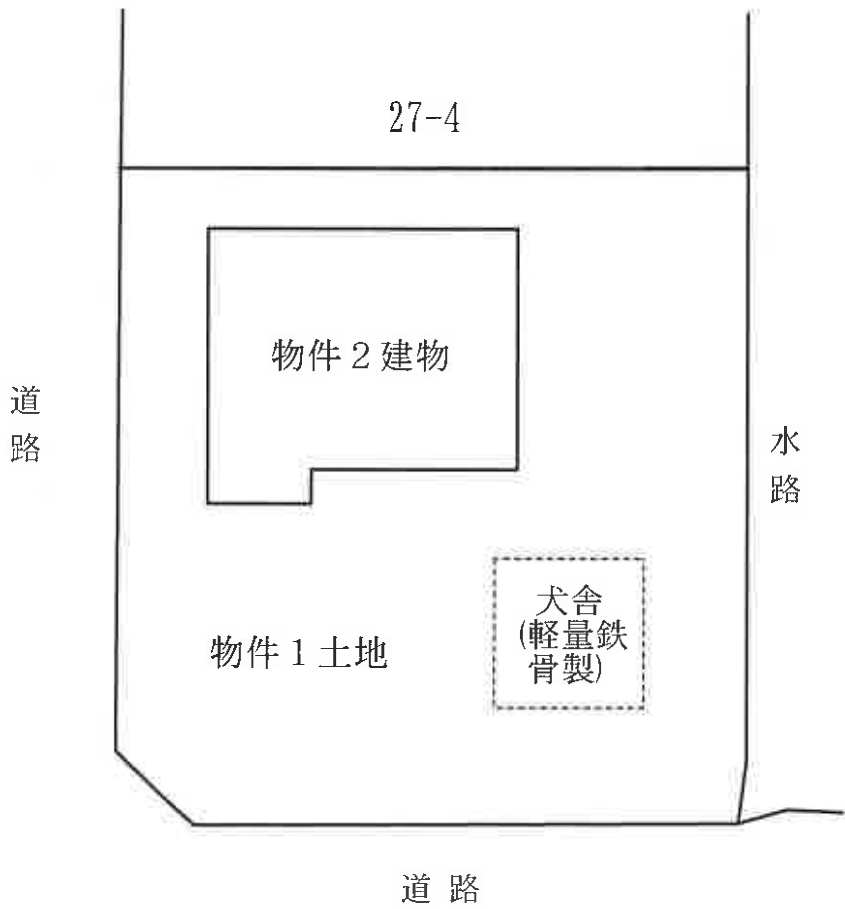
申請人

縮尺

1/500

A4判に縮小

土地建物配置図 (概略)



建物間取図（概略）

1 階



2 階



